

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…３月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。